

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（内閣府地方創生推進事務局）

項 目 名	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき、中山間地域等の集落生活圏内において、地域における雇用機会の創出や生活サービスの提供のために小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資する場合、出資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除（寄付金控除）する特例措置について、令和 8 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を 2 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする 2 年間の延長を行う。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等において、必要な生活サービス機能を維持・確保し、併せて地域における仕事・収入を確保するための取組を行う組織である地域運営組織の形成及び持続的な運営や、地域での雇用創出に向けて、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域住民をはじめとした、個人からの志ある資金を広く調達することを促進して、中山間地域等における小さな拠点の形成を促進し、地域再生の推進を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	急激な人口減少や高齢化により、地域社会や経済の維持が一層困難になることが見込まれる中山間地域等における地域経済の活性化、生活サービス機能の維持・確保、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生法に基づき、地域再生に資する事業を行う株式会社に対して、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進
		政策の達成目標	将来にわたって「活力ある地域社会」の実現、「東京圏への一極集中」の是正』『特区制度により規制改革を促し、また、地域の再生とまちづくりを活性化する』
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和8年度～令和9年度）
		同上の期間中の達成目標	計画期間が終了した認定地域再生計画に関する調査において、目標達成状況を「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70.0%
		政策目標の達成状況	認定地域再生計画に記載された目標の達成状況は「目標を上回っている」及び「目標どおり」を合わせて47.6%（令和5年度）となっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。 また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い地域再生事業について、住民等の個人からの志ある出資による民間法人による実施が可能となり、特に急激な人口減少・高齢化にある中山間地域等において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、自主的・自立的な地域の活力の再生を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用実績 3 件 ※租税特別措置に係る地域再生計画の認定は 6 件（平成 29 年 2 月 1 件、平成 29 年 6 月 1 件、平成 30 年 8 月 1 件、平成 31 年 3 月 1 件、令和 2 年 3 月 1 件、令和 3 年 3 月 1 件）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70%	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 29 年度 42.2%、平成 30 年度 48.7%、令和元年度 49.7%、令和 2 年度 43.1%、令和 3 年度 52.3%、令和 4 年度 48.0%、令和 5 年度 47.6% という状況である。コロナ禍もあり一時的な割合の低下は見られたものの、目標値としては妥当であると考えことから、引き続き地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70% を目標として情報発信等に努めているところである。	
これまでの要望経緯		○平成 24 年度：創設 ○平成 26 年度：延長（2 年間） ○平成 28 年度：延長（2 年間）、対象事業の見直し ○平成 30 年度：延長（2 年間） ○令和 2 年度：延長（2 年間）、出資上限引下げ、書類見直し ○令和 4 年度：延長（2 年間） ○令和 6 年度：延長（2 年間）、申請手続きの簡素化	